平成２９年（フ）第８８４号
神戸市中央区中山手通４丁目20番12号　サンハイツ１Ｆ
債務者　吉澤　厚子（旧姓角）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８号
宮城県登米市東和町米谷字根郭116番地３東和城内住宅３棟11号室
債務者　山内　重希
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４２号
静岡県菊川市嶺田902番地の１
債務者　松下　紘未
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
静岡県掛川市家代の里１丁目21番地の11　ポパイ102号
債務者　町村　真希
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
静岡県掛川市大渕6842番地の１　ソレアードⅡ　103（旧住所　静岡県掛川市大坂610番地の６　アメニティーハウスＣ棟）
債務者　田中　　寿
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
静岡県掛川市大渕6842番地の１　ソレアードⅡ　103（旧住所　静岡県掛川市大坂610番地の６　アメニティーハウスＣ棟）
債務者　田中記代子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
静岡県掛川市上西郷2107番地の11
債務者　松本　廣美
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
函館市深堀町６番６－101号　ノースコート深堀３
債務者　澤田　竜二
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１０２号
秋田県横手市婦気大堤字谷地添24番地５
債務者　森元　友康
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４１８号
愛知県豊田市広久手町７丁目12番地３　レオパレスふじ203号
債務者　道脇　　涼
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
三重県度会郡南伊勢町五ケ所浦3833番地
債務者　山本　佳子（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１７２７号
愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西23番地１
債務者　大橋　　哲
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９９６号
さいたま市緑区宮本２丁目28番地７
債務者　宮城　　瞳
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５５号
埼玉県和光市下新倉３丁目３番45号　飯野方
債務者　村木　美恵
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２０号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目98番地
債務者　深田　康孝
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
埼玉県八潮市大字大原482番地　ルガーナ105
債務者　山口　茉野
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６５５号
埼玉県三郷市早稲田２丁目25番地28　グランドゥール205、旧住所埼玉県三郷市東町370番地１　三郷マンション701号
債務者　倉持　弘美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係